

工事請負契約における前払金及び中間前払金の
支払限度額の増額改定のお知らせ

公共工事における品質の向上を図る視点から、前払金及び中間前払金の支払限度額を改定します。

1. 目的

中野区では、近年の工事発注の大型化を踏まえ、前払金及び中間前払金の支払限度額を増額することで、受注者の資金調達が困難となることによる受注機会損失や契約不履行の回避、また、労働者や下請事業者への支払遅延の防止に努めます。

2. 内容

(1) 前払金

支払限度額を2億円から**4億円**に増額する。

(2) 中間前払金

支払限度額を1億円から**2億円**に増額する。

3. 改定日

令和2年4月1日

※ 令和2年4月1日以後に公告する工事請負契約に係る前金払及び中間前金払について適用します。

【問合せ先】

中野区総務部用地経理課契約係
03-3228-8903（直通）